

**改正**

平成21年3月3日教育委員会規則第1号

平成21年3月31日教育委員会規則第9号

平成22年3月31日教育委員会規則第8号

平成25年4月1日教育委員会規則第9号

平成27年3月31日教育委員会規則第6号

平成28年3月31日教育委員会規則第17号

平成29年3月24日教育委員会規則第5号

令和2年3月31日教育委員会規則第6号

令和5年3月28日教育委員会規則第4号

指導を要する教職員の取扱いに関する規則をここに公布する。

指導を要する教職員の取扱いに関する規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号。以下「教特法」という。）第25条第5項及び第6項の規定による事実の確認の方法その他同条第1項及び第4項の認定の手續並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）第47条の2第2項の規定による事実の確認の方法その他同条第1項の県費負担教職員が同項各号に該当するかどうかを判断するための手續に関し必要な事項その他児童又は生徒（以下「児童等」という。）に対する指導が不適切である等の理由によりその改善を図るための指導を要する教職員の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において「教職員」とは、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

- (1) 高知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）の任命に係る者であること。
- (2) 市町村（市町村の組合を含む。以下同じ。）が設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校若しくは共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。）（次条第2項において「市町村立学校等」という。）又は県立の中学校、高等学校若しくは特別支援学校（以下「県立学校」という。）に所属する者であること。
- (3) 校長又は指導主事（地教行法第18条第4項の規定に基づき公立学校の教員をもって充てられた者に限る。以下同じ。）でないこと。
- (4) 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第1項若しくは第2項、第4条若しくは第5条又は職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第13条若しくは第14条第1項の規定に基づき採用された者でないこと。

(5) 条件付採用期間中の者でないこと。

(6) 臨時的任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第1項若しくは同法第26条の6第7項及び高知県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年高知県条例第58号）第9条第1項、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和30年法律第125号）第3条第1項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定に基づき臨時的に任用された職員をいう。）でないこと。

2 この規則において「指導を要する教職員」とは、次の各号に掲げる課題（精神疾患その他の疾病に起因するものを除く。以下同じ。）のいずれかを有し、校務に支障を来している教職員であって、第5条第1項に規定する改善研修により改善する見込みがあると認められるものをいう。

(1) 教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため、児童等に対する学習指導を適切に行うことができないこと。

(2) 指導方法が不適切であるため、児童等に対する学習指導を適切に行うことができないこと。

(3) 児童等の心を理解する能力又は意欲に欠け、学級経営又は生活指導を適切に行うことができないこと。

(4) 勤務態度が不適切であり、又は職務遂行能力に支障があること。

(5) その職に必要な適格性を欠いていること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、教職員としての資質に問題があり、学習指導、学級経営、生活指導その他の校務を適切に行うことができないこと。

（指導を要する教職員の認定の申請等）

**第3条** 県立学校の校長は、当該県立学校に所属する教職員が前条第2項各号に掲げる課題のいずれかを有している可能性があるとして認める場合であって、当該教職員に改善のための指導を行ったにもかかわらず、勤務の状況に改善が見られない又は改善の程度が少ないと認めるときは、当該教職員について、指導を要する教職員の認定を県教育委員会に申請するものとする。

2 市町村の教育委員会は、その設置する市町村立学校等の校長からの報告に基づき、当該市町村立学校等に所属する教職員が前条第2項各号に掲げる課題のいずれかを有している可能性があるとして認める場合であって、当該教職員に改善のための指導を行ったにもかかわらず、勤務の状況に改善が見られない又は改善の程度が少ないと認めるときは、当該教職員について、指導を要する教職員の認定を県教育委員会に申請することができる。

3 県教育委員会は、前2項の規定による申請に係る事実の確認を行うため必要があると認めるときは、当該申請を行った者（以下「申請者」という。）に必要な資料の提出を求め、又は実地に調査することができる。

（指導を要する教職員の認定等）

**第4条** 県教育委員会は、前条第1項又は第2項の規定による申請があったときは、当該申請に係

る教職員について、第12条に規定する高知県教職員資質・指導力審査会の意見を聴いて、指導を要する教職員の認定（教特法第25条第1項の認定を含む。以下同じ。）を行うかどうかを決定しなければならない。

- 2 県教育委員会は、前項の規定により高知県教職員資質・指導力審査会の意見を聴くときは、あらかじめ、当該教職員に意見を申し出る機会を与えなければならない。ただし、当該教職員が書面により意見を提出したときは、この限りでない。
- 3 県教育委員会は、第1項の認定（以下「指導を要する教職員の認定」という。）に当たって、その原因が精神疾患その他の疾病に起因するおそれがあると認めるときは、高知県教育長（以下「教育長」という。）が指定する医師の意見を聴かなければならない。
- 4 県教育委員会は、指導を要する教職員の認定を行ったときは、書面により申請者及び当該申請に係る教職員に通知しなければならない。

（改善研修）

**第5条** 県教育委員会は、指導を要する教職員の認定を行ったときは、当該指導を要する教職員に対し、その能力、適性等に応じて、改善研修（教特法第25条第1項に規定する指導改善研修及び地教行法第47条の2第1項第2号の研修等必要な措置を含む。以下同じ。）を行わなければならない。

- 2 県教育委員会は、改善研修を行うときは、その実施について、書面により申請者及び当該指導を要する教職員に通知しなければならない。
- 3 改善研修の期間は、1年を超えない範囲内で県教育委員会が定める。ただし、特に必要があると認めるときは、定めた改善研修の期間を短縮し、又は当該改善研修を開始した日から引き続き2年を超えない範囲内で延長することができる。
- 4 県教育委員会は、改善研修の実施に当たっては、当該改善研修を受ける指導を要する教職員の能力、適性等に応じて、その者ごとに改善研修に関する計画書を作成しなければならない。
- 5 改善研修の期間中において、指導を要する教職員が、地方公務員法第28条第2項の規定に基づく休職、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号）第14条に規定する病気休暇その他のやむを得ない事由により、長期にわたって当該改善研修を受けることができないと教育長が認めるときは、当該改善研修を中断するものとする。この場合において、教育長が適当であると認めるときは、当該改善研修を再開することができる。
- 6 前項の規定に基づく改善研修の再開に当たっては、同項の規定による改善研修の中断の原因が精神疾患その他の疾病又はそのおそれがあることに起因するものであったときは、教育長が指定する医師の意見を聴かなければならない。
- 7 教育長は、第5項の規定により改善研修を中断し、又は再開するときは、書面により申請者及び当該指導を要する教職員に通知しなければならない。
- 8 前各項に定めるもののほか、改善研修に関し必要な事項は、教育長が定める。

(改善の程度の認定等)

**第6条** 県教育委員会は、改善研修の終了時において、第12条に規定する高知県教職員資質・指導力審査会の意見を聴いて、当該指導を要する教職員の改善の程度に関する認定（教特法第25条第4項の認定を含む。以下同じ。）を行わなければならない。ただし、前条第5項の規定により改善研修を中断した場合において、県教育委員会が適当であると認めるときは、当該指導を要する教職員の改善の程度に関する認定を行うことができる。

- 2 第3条第3項及び第4条第2項の規定は、前項の認定（以下「改善の程度の認定」という。）（第10条第3項第1号及び第11条第6項第1号に規定する場合を含む。）について、準用する。
- 3 改善の程度の認定は、次に掲げるものとする。
  - (1) 課題が校務に支障がない状態まで改善したと認められる程度であること。
  - (2) 課題の改善は少ないが、引き続き改善研修を行うことにより前号の程度までの改善が見込める程度であること。
  - (3) 課題の改善がなく、又はわずかであり、引き続き改善研修を行ったとしても第1号の程度までの改善が見込めない程度であること。
- 4 県教育委員会は、改善の程度の認定に基づき、次のとおり決定を行うものとする。ただし、第1項ただし書の規定に基づき行った改善の程度の認定が前項第2号に掲げるものである場合において、県教育委員会が適当であると認めるときは、第1号に掲げる決定を行うことができる。
  - (1) 前項第1号に掲げる改善の程度の認定にあつては、指導を要する教職員の認定の解除
  - (2) 前項第2号に掲げる改善の程度の認定にあつては、指導を要する教職員の認定の継続
  - (3) 前項第3号に掲げる改善の程度の認定にあつては、改善研修の打切り及び指導を要する教職員の認定の解除
- 5 県教育委員会は、前項の規定により決定を行ったとき（第10条第3項第1号及び第11条第6項第1号に規定する場合を含む。）は、書面により申請者及び当該決定に係る指導を要する教職員に通知しなければならない。
- 6 第4項ただし書の規定に基づき同項第1号に掲げる決定が行われた教職員について第3条及び第4条の規定を適用する場合は、これらの規定中「県教育委員会」とあるのは、「高知県教育長」とする。

(改善研修の打切り及び指導を要する教職員の認定の解除の決定後の措置)

**第7条** 県教育委員会は、前条第4項第3号に掲げる決定が行われた教職員について、次の各号に掲げるいずれかの措置をとることができる。

- (1) 県費負担教職員（地教行法第37条第1項に規定する県費負担教職員をいう。）にあつては、次のいずれかの措置
  - ア 地方公務員法第17条第1項の規定に基づき、県教育委員会の任命に係る当該市町村の常時勤務を要する職（指導主事及び校長の職を除く。）に転任させること。

イ 地教行法第40条の規定に基づき、一の市町村の県費負担教職員を免職し、引き続いて県教育委員会の任命に係る他の市町村の常時勤務を要する職（指導主事及び校長の職を除く。）に採用すること。

ウ 地教行法第47条の2第1項に規定する県費負担教職員にあつては、同項の規定に基づき、同項各号のいずれにも該当する者を免職し、引き続いて県教育委員会の任命に係る県の常時勤務を要する職（指導主事並びに校長及び教員（教特法第2条第2項に規定する教員をいう。以下同じ。）の職を除く。）に採用すること。

(2) 県立学校に所属する教職員にあつては、地方公務員法第17条第1項の規定に基づき、県教育委員会の任命に係る県の常時勤務を要する職（指導主事及び校長の職を除く。）に転任させること。

(3) 地方公務員法第28条第1項の規定に基づき、降任し、又は免職すること。

2 県教育委員会は、前項第3号に掲げる措置（免職に限る。）をとろうとするときは、当該教職員から県教育委員会の任命に係る県又は市町村の常時勤務を要する職（指導主事及び校長の職を除く。）への採用又は転任の希望を聴取し、当該常時勤務を要する職への採用又は転任を希望した教職員については、同項第1号又は第2号に掲げる措置をとることを検討するものとする。

3 県教育委員会は、第1項各号に掲げる措置をとることを決定したとき（第9条及び第11条第5項に規定する場合を含む。）は、当該措置に係る教職員について、当該措置が行われるまでの間、当該措置の準備のために必要があると認める研修を行うものとする。

（実証研修）

**第8条** 県教育委員会は、前条第2項の規定による検討のため必要があると認めるときは、県教育委員会の任命に係る県又は市町村の常時勤務を要する職（指導主事並びに校長、教員、実習助手及び寄宿舎指導員の職を除く。次条及び第10条において同じ。）への採用又は転任を希望した教職員に対し、当該常時勤務を要する職に係る適性、知識等に関する資料（次条及び第10条第3項において「資料」という。）を得るための研修（以下「実証研修」という。）を行うことができる。

2 県教育委員会は、実証研修を行うときは、その実施について、書面により申請者及び当該教職員に通知しなければならない。

（実証研修の結果に基づく判定）

**第9条** 県教育委員会は、前条第1項の規定に基づく実証研修を終了した教職員については、当該実証研修により得た資料に基づき、県教育委員会の任命に係る県又は市町村の常時勤務を要する職に係る適性、知識等の有無を判定した上で、第7条第1項各号に掲げる措置をとることを決定するものとする。

（特例措置）

**第10条** 県教育委員会は、改善研修の期間中において、県教育委員会の任命に係る県又は市町村の

常時勤務を要する職への採用又は転任を希望した指導を要する教職員に対し、適当であると認めるときは、実証研修を行うことができる。この場合においては、当該実証研修の実施に必要な期間中は、当該指導を要する教職員に対する改善研修は行わないものとする。

- 2 第8条第2項の規定は、前項の規定に基づき実証研修を行う場合について準用する。
- 3 県教育委員会は、第1項の規定に基づく実証研修が終了したときは、当該実証研修を終了した指導を要する教職員について、当該実証研修により得た資料に基づき、県教育委員会の任命に係る県又は市町村の常時勤務を要する職に係る適性、知識等の有無を判定するとともに、改善研修の終了時とみなして次の各号のいずれかの決定を行うものとする。
  - (1) 改善の程度の認定及び当該改善の程度の認定に基づく第6条第4項の規定による決定
  - (2) 指導を要する教職員に認定の解除及び県教育委員会の任命に係る県又は市町村の常時勤務を要する職への採用又は転任の措置をとることの決定
- 4 第6条第5項及び第7条第3項の規定は、前項第2号に掲げる決定を行ったときについて準用する。
- 5 県教育委員会は、改善研修の期間中である指導を要する教職員が退職を申し出た場合において、適当であると認めるときは、当該改善研修の打切り及び指導を要する教職員の認定の解除の決定を行うことができる。
- 6 第6条第5項の規定は、前項の規定に基づく決定を行ったときについて準用する。
- 7 県教育委員会は、第5項の規定に基づく決定を行ったときは、当該教職員について、退職するまでの間、必要があると認める研修を行うものとする。

(教員等への採用又は転任の選考)

**第11条** 県教育委員会は、第7条第2項の規定による採用又は転任の希望の聴取において、当該聴取を受けた教職員が県教育委員会の任命に係る県又は市町村の常時勤務を要する職（教員、実習助手及び寄宿舎指導員の職に限る。以下この条において同じ。）への採用又は転任を希望した場合であつて、適当であると認めるときは、当該常時勤務を要する職への採用又は転任に関し、教育長による選考（教特法第11条の規定による選考をいう。以下この条において同じ。）を行うことができる。

- 2 県教育委員会は、改善研修の期間中において、県教育委員会の任命に係る県又は市町村の常時勤務を要する職への採用又は転任を希望した指導を要する教職員に対し、適当であると認めるときは、教育長による選考を行うことができる。
- 3 教育長は、前2項の規定に基づく選考を行う場合において、必要があると認めるときは、県教育委員会の任命に係る県又は市町村の常時勤務を要する職に係る適性、指導力等に関する資料（第5項において「資料」という。）を得るための研修（以下この条において「実務研修」という。）を行うことができる。この場合においては、前項の規定に基づく選考を行う指導を要する教職員に対しては、当該実務研修の実施に必要な期間中は、改善研修は行わないものとする。

- 4 第8条第2項の規定は、第1項又は第2項の規定に基づく選考及び前項の規定に基づく実務研修を行う場合について準用する。
- 5 県教育委員会は、第1項の規定に基づく選考を行った教職員について、当該選考の結果（第3項の規定に基づく実務研修を終了した場合にあっては、当該実務研修により得た資料に基づく県教育委員会の任命に係る県又は市町村の常時勤務を要する職に係る適性、指導力等の有無の判定を含めた選考の結果。次項において同じ。）に基づき、第7条第1項各号に掲げる措置をとることを決定するものとする。
- 6 県教育委員会は、第2項の規定に基づく選考を行った指導を要する教職員について、当該選考の結果を考慮して、改善研修の終了時とみなして次の各号のいずれかの決定を行うものとする。
  - (1) 改善の程度の認定及び当該改善の程度の認定に基づく第6条第4項の規定による決定
  - (2) 指導を要する教職員の認定の解除及び県教育委員会の任命に係る県又は市町村の常時勤務を要する職への採用又は転任の措置をとることの決定
- 7 第6条第5項及び第7条第3項の規定は、前項第2号に掲げる決定を行ったときについて準用する。

（高知県教職員資質・指導力審査会）

**第12条** 次に掲げる事項を審議させるため、県教育委員会に高知県教職員資質・指導力審査会（以下この条において「審査会」という。）を置く。

- (1) 指導を要する教職員の認定に関する事項
  - (2) 改善の程度の認定に関する事項
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が指定する事項
- 2 審査会の委員は、教育学、医学、心理学その他の児童等に対する指導又は教職員の服務に関する専門的知識を有する者及び児童等の保護者（親権を行う者又は未成年後見人であって、県内に居住するものに限る。）その他県教育委員会が適当であると認める者のうちから、教育長が委嘱し、又は任命する。
  - 3 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた後においても、同様とする。
  - 4 前2項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育長が定める。

（プライバシーの保護）

**第13条** 指導を要する教職員に係る手続を行うに際しては、当該指導を要する教職員のプライバシーの保護に十分配慮するものとする。

（委任）

**第14条** この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

**附 則**

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(県費負担教職員の免職及び県の職への採用の手続に関する規則の廃止)

2 県費負担教職員の免職及び県の職への採用の手続に関する規則(平成14年高知県教育委員会規則第5号)は、廃止する。

附 則(平成21年3月3日教育委員会規則第1号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日教育委員会規則第9号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月31日教育委員会規則第8号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日教育委員会規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月31日教育委員会規則第6号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日教育委員会規則第17号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月24日教育委員会規則第5号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日教育委員会規則第6号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月28日教育委員会規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例(令和4年高知県条例第37号)附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員については、職員の定年等に関する条例(昭和59年高知県条例第13号)第13条又は第14条第1項の規定により採用された者とみなして、この規則による改正後の指導を要する教職員の取扱いに関する規則の規定を適用する。